今金町まちづくり情報紙　Ｎｏ．２

どうする・・・我がまち？

ふるさとづくり

２００４，３，１９　今金町総務課発行　　．２－０１１１

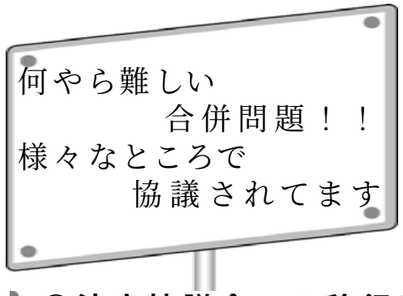

【町議会市町村合併調査特別委員会では・・・】

○町議会では特別委員会を設けて、合併問題についての調査研究 協議を行っています。
○2月 28日開催の第 4回会議では、理事者から北渡島任意合併協議会で協議された 11項目の内容を説明した後、質疑が行われました。
○法定協議会への移行については、より踏み込んだ議論により、新町の姿が明らかになると期待されることから、町長から参加をしていきたいとの意向が示されました。
○この後、それぞれに活発な議論が行われ、最後に各委員から合併問題に対する思いが表明されました。
○法定協議会への参加の是非については、次回会議で協議する運びとなりました。

【北渡島任意合併協議会幹事会では・・・】

○幹事会は、各町の助役と総務課長で構成され、協議会を円滑に進めるため、事務レベルでの調整 協議や各町の取り組みなどの情報交換を行っています。
○第 4回会議は 2月 27日（金）に今金町役場において行われ、今後の協議会日程や進め方について協議 確認されました。

【北渡島任意合併協議会専門部会では・・・】

○各町の担当者による専門部会では、現在 14部会 30グループにより2,016項目を協議し、新しいまちづくり構想の基礎づくりをしております。
○この項目の中から、特に住民生活に関係の深いもの（税金や水道料、使用料、病院機能など）を中心に検討することとしております。
○今金町では「財政部門」「農林部門」「教育部門」「保健福祉部門」のリーダーとして調整を進めております。

【役場もがんばっています・・・】

○任意協議会専門部会へ積極的に関わり、今金町の特色ある施策を、どのように新しいまちづくりに活かすことができるのか方向性を探っています。
○一方、自立していくため必要な施策について、産業福祉、教育など全ての分野で検討を進めています。
○新町のまちづくりと自立のまちづくり双方についてより身近で具体的な比較資料を提供するために知恵を出し合っています。

テーマ

町を取り巻く環境は、社会の情勢や国政において、これまでにない大きな変化をしてきています。
合併検討を通じて、これまでのまちづくりを踏まえ、これからのまちづくりについての関連情報を発信して参りますので、町のあり方を共に考えていきたいと思います。
今号では、おさらいも含めて、市町村合併の姿や考え方について、法令や総務省、その他の関連情報からまとめてみました。

今、どうして市町村合併？

自分たちの町のことは、自分たちが責任をもって決断し、実行するということが、まちづくりの考え方の基本です。この考え方に沿って、市町村では独自の施策を行うことができるようになってきましたが、ある程度大きな人口規模であることが、コスト的にも、サービスの質や両的にも、効率的だと考えられています。市町村合併は、このような目的のための一つの方策と言えます。

また、同様の目的を持つ方策としては、広域連合や連合自治体、事務組合 檜山北部広域連合や衛生センター組合など）といったものもあります。

どうしても合併をしなければならないのですか？

基本的には、自分たちのまちづくりをどうするかということですから、上の答えのように、選択肢としては様々な方策が考えられます。

しかし、国では、市町村合併を推進する立場から各種の優遇制度を措置する一方、悪化する財政状況への対応から、市町村財源の多くを占める交付税については、現時点では減少する傾向にあるなどのマイナス要因が混在しており、合併と自立のどちらが最良なのか、全国的に計りかねている傾向にあります。町民の皆さんと共に考え、判断していかなければなりません。

（裏面へつづく）

合併しないと最後には強制合併というのは本当ですか？

合併に関する新しい法律には、西尾私案から始まる「一万人要件」は明記されないこととなりましたが、知事に合併協議会設置の勧告権を位置づけるなど、国の市町村合併を推進する姿勢に変わりがないことは事実として捉えなければなりません。

一方、自分たち自身でまちづくりを考えるという前提がありますから、最良の方向を町民の皆さんとともに考えなければならないということも事実としてあります。

合併すると合併特例債で施設の整備ができ、その費用は国や道がすべて出してくれるというのは本当ですか？

国や道がすべての費用を負担するということはありません。市町村の負担も当然あります。施設の建設は、将来的な維持管理費用なども踏まえて、将来の返済計画も見据えて、その必要性を判断することが大切です。

MEMO

◇ ◇ ◇ 合併特例債とは ◇ ◇ ◇

新しいまちづくり構想については、合併協議会や各部会において検討が行われますが、重要な事業については新しいまちづくり計画（新町建設計画）に明記されます。中でも、合併に伴い特に必要となる事業（施設整備やコミュニティー事業などソフト事業の基金造成など）については、合併した年度とこれ以降の10年間について、特例的な財源が認められています。これが合併特例債です。

合併特例債は、有利な制度で魅力的ですが、特例債の約3割は返済しなければならず、返済開始の時期や返済期間が定められており、安易に依存すると、結果的に財政悪化を招いてしまうことも考えられます。したがって、計画的な取り組みが望まれます。

合併すると行政サービスが向上して、負担が少なくなるって本当ですか？

合併すれば、自然にサービスが良くなったり、負担が少なくなったりするわけではありません。既にある施設の活用の仕方やサービスの内容・方法によっては人件費が増える場合もあります。町民の負担についても、平準化を進めた場合、今よりも多くなる場合も考えられます。

一般的に人口規模が大きくなるとスケールメリットによって、一人当たりの行政経費は少なくなる傾向にありますが、面積や人口構成などによってコストが異なるため、人口規模だけでは判断できない側面もあります。

しかし、少ない負担で質の高い行政サービスが原点ですから、適正な施設配置やサービスの内容・方法について見直しや計画性をもった検討が必要です。

合併しないと地方交付税が減るって本当ですか？

合併した場合、現在の法律では、合併後10年間は、旧市町村ごとの毎年度の交付税額の合計額を下回らないように算定し、その後5年間で段階的に縮減していくという特例が認められています。

地方交付税制度の将来的な見通しは、残念ながら現時点では明らかになっていません。

現在の制度では、合併しないからといって、配分を減らされるということはありませんが、規模の小さい市町村への配分は、割増制度の見直しや人口減少などによって少なくなっていくと考えられます。また、合併した場合でも、特例期間が過ぎた後は、財政規模によって段階的に減少すると考えられています。

MEMO

◇ ◇ ◇ 地方交付税とは ◇ ◇ ◇

地方交付税は、税金などの収入の差を調整し、市町村間に差のない一定水準の行政サービスができるよう補償するために、国から交付される国税を原資とする財源です。

全国ほとんどの市町村に交付されておりますが、小規模市町村になるほど依存度が高く、今金町においても収入に占める割合が高い現状にあります。配分額の将来的な見通しは、行政サービスの質・両の維持や合併問題にも大きく関係することから関心の高い課題のひとつです。

合併前の各町の地方債（借金）と基金（貯金）の取り扱いは？

合併前に建設した施設などの財源に充てた地方債は、基本的には合併後の新町に引き継がれ、新町の町民の皆さんが返済することになります。また、基金についても同様に引き継がれ新町の財産になります。

地方債については、合併前から各町が責任をもって整理をする姿勢が大事ですし、合併後において、旧町ごとに地方債の整理と基金の活用を考えるという方策も検討できるものと考えられます。

合併後も周辺地域がさびれたりしないように地域振興が考えられているのですか？

過去の歴史の中では、役場のある中心地だけが栄えるということがありましたので、旧町役場とほぼ同じサービス機能を持つ総合支所を旧町ごとに置く方式などが考えられています。

また、合併後の地域振興を考慮して旧町ごとに法人格を有する特例区を設けるなどの制度も考えられています。ただし、特例区の設置には合併後5年間という期限が付けられています。

このように制度上の措置はありますが、地域振興に関しては、合併に際して策定される「新町建設計画」において、慎重に検討される必要があります。